

社会福祉法人 啓生会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人啓生会(以下「法人」という。)定款第23条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等(<法人における常勤役員の定義>の者)については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、給与規程第18条の規定に準ずる額

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬は、理事会、監事監査等への出席等その職務に従事したとき、1日当たり5,000円を支給する。

(旅費)

第5条 役員が法人業務のため出張をしたときは、別に定める旅費を支給する。

(法人職員給与との併給)

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員には役員報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給期限は、職員の例による。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、就任の日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、退任し、解任された日の前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、死亡した月までの報酬を支給する。

(報酬等の端数処理)

第9条 報酬等の支給に際し、その集計の結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(公表)

第10条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000 円
業務執行理事	月額 350,000 円

別表2（常勤役員の退職金算定式）

役職名	算定式
理事長・業務執行理事	最終報酬月額 × 在職年数 × 100分の150

※上記在任年数は1年単位とし、在任年数に6ヶ月未満の端数があるときはこれを切り捨て、6ヶ月以上1年未満の端数があるときはこれを1年とする。また、1ヶ月未満は1月に切り上げる。